

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次 ページ

道監査委員公表

○監査公表第4号.....	1
○監査公表第5号.....	25

道 監 査 委 員 公 表

監査公表第4号

地方自治法第199条第4項の規定により実施した平成13年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の監査の結果に基づき、同条第12項の規定により、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年5月23日

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 伊 藤 政 信
北海道監査委員 前 田 榮 一
北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1 監査の結果の報告

平成13年度に係る監査の結果については、一般会計及び特別会計にあっては平成14年8月29日に議会、知事及び関係のある委員会等に報告（平成14年9月6日付け北海道公報第1397号で公表）し、公営企業会計にあっては平成14年6月10日に議会及び知事に報告（平成14年6月18日付け北海道公報第1374号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

1 一般会計及び特別会計（公営企業会計を除く）

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
1 予算に係る事項	
《指摘事項》 ア エアコンの取付けを目的とする少額工事の施工で、備品購入費で執行すべきところを需用費で執行していた。	歳出予算の執行に当たっては、実施内容を十分確認の上、財務規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。

(旭川肢体不自由児総合療育センター)

なお、エアコンの取付け費用につきましては、備品購入費に科目更正しました。

《指摘事項》

イ 工事請負費で執行しているものの中に、備品購入費で執行すべき備品が4種類・19点、628万7,843円含まれていた。
(十勝農業試験場)

工事請負費の執行に当たっては、工事内容等を十分考慮の上、財務規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。
なお、当該備品につきましては、備品購入費に科目更正しました。

《指摘事項》

ウ 水産土木技術者養成講習会における受講料等の支出で、負担金で執行すべきところを需用費で執行していた。
(水産林務部)

歳出予算の執行に当たっては、執行目的に沿った適正な予算科目による執行に努めます。

《指導事項》

し尿浄化槽の薬剤補充に係る支出で、需用費で執行すべきところを役務費で執行しているものがあつた。

歳出予算の執行に当たっては、実施内容を十分確認の上、財務規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。
なお、し尿浄化槽への薬剤の補充費用につきましては、需用費に科目更正しました。

2 収入に係る事項

(1) 収入未済額が多いもの

《指摘事項》

収入の確保については、さまざまな努力が認められるが、次のとおり収入未済額が多額となっていた。

(収入項目)道 税
(収入未済額)18,880,938千円
(所管部)総務部

道税の収入の確保につきましては、引き続き道税広報の充実強化や自主納税の推進に努めるほか、道税が滞納となった場合には、早期に滞納の原因を把握し、財産調査等を徹底して行うとともに、常習滞納者、悪質滞納者に対しては、厳正な措置を講ずるなどして、収入未済額の圧縮を図り、道税収入の確保に努めます。

「道民カレッジ」は、豊かな地域づくりに向けて道民の自主的な生涯学習を応援します。

<p>(収入項目) 母子福祉資金貸付金等 (収入未済額) 2,120,465千円 (所管部) 保健福祉部</p>	<p>母子寡婦福祉資金貸付金、遺児福祉修学資金貸付金等につきましては、電話、文書、訪問等による償還の督促指導のほか、償還促進特別対策事業の実施や口座振替を積極的に推進するなど収入未済額の解消に努めるとともに、不納欠損処理の促進を図ります。</p> <p>児童保護措置費徴収金等各種徴収金につきましては、督促状の送付や電話連絡、職員の訪問による納入相談や催告等により納入の促進に努めているところであり、徴収事務担当者に対し支庁担当者会議及び施行事務監査等を通じ、指導徹底を図るとともに、滞納世帯の実態を把握し、債務者の支払い能力に応じた分割納入や納入期限の延長の措置を講じるなどして収入未済額の解消に努めるとともに、不納欠損処理の促進を図ります。</p> <p>生活保護費返還金等につきましては、被保護世帯に対する訪問調査により当該世帯の生活実態を的確に把握し、納入指導を行っており、また、不正受給の未然防止対策としては、生活実態の把握及び資産・収入の届出義務履行を徹底するよう指導しているところです。</p> <p>今後も、これら指導の一層の徹底を図り、個々の債務者の状況に応じた納入督促等を指導し、収入未済額の解消に努めます。</p>	<p>(収入項目) 農業改良資金貸付金 (収入未済額) 63,546千円 (所管部) 農政部</p> <p>(収入項目) 特用林産物振興資金貸付金 (収入未済額) 53,000千円 (所管部) 水産林務部</p> <p>(収入項目) 林業改善資金貸付金 (収入未済額) 150,195千円 (所管部) 水産林務部</p> <p>(収入項目) 公立高等学校奨学資金貸付金 (収入未済額) 30,470千円 (所管部) 教育庁</p>	<p>い場合は、担保権の実行等、法的措置も検討しながら、個別案件に即した対応により債権回収に努めます。</p> <p>農業改良資金貸付金の収入未済額につきましては、関係機関と連携をとりながら、借受者や連帯保証人の実態把握に努めるとともに、文書や訪問等による督促を行うなど、滞納の実態に応じた適切な処置を講じ、収入の確保に努めます。</p> <p>特用林産物振興資金貸付金の収入未済額につきましては、引き続き、訪問、文書、電話による督促を行うなど、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。</p> <p>林業改善資金貸付金の収入未済額につきましては、債権管理の徹底を図るため各債務者の滞納の実態に応じた類型化し文書や電話、直接訪問により督促を行っておりますが、今後とも「債権管理強化期間」を設定して集中的な取組を行うとともに滞納の実態に応じた適切な処置を講じ、収入未済額の解消に努めます。</p> <p>公立高等学校奨学資金貸付金償還金並びに公立高等学校定時制課程及び通信制課程生徒学資金貸付金返還金の収入未済額につきましては、かねてからその解消に努めているところですが、更に学校との連携を密にし、滞納者に対する督促状の送付、文書や電話等による催告、状況に応じた償還督促、新規貸与者への制度趣旨の啓蒙や貸与終了者への償還に対する意識啓蒙など、実態に応じた措置を講じ、引き続き収入確保に努めます。</p>
<p>(収入項目) 中小企業近代化に係る高度化資金貸付金等 (収入未済額) 5,214,945千円 (所管部) 経済部</p>	<p>中小企業近代化資金貸付事業に係る収入未済額につきましては、関係指導団体や他の債権者との連携を密にし、貸付先や連帯保証人等の実態把握に努めるとともに、関係機関とも十分協議のうえ、保証人等に対して債務承認や分割納入等の債務履行を求め、応じな</p>		

<p>(収入項目)道営住宅使用料 (収入未済額)658,468千円 (所管部)建設部</p>	<p>道営住宅使用料の滞納者に対して、計画的な支払の督促や催告、住宅明渡訴訟等の法的措置など滞納の実態に応じた適切な措置を引き続き講じ、収入の確保に努めます。</p>	<p>(収入項目)高等学校授業料 (収入未済額)27,837千円 (所管部)教育庁</p>	<p>高等学校授業料の収入未済額につきましては、督促状の送付、電話連絡、職員の訪問による納入相談や催告等により、納入の促進に努めているところですが、今後も、学校との連携を密にしながら、徴収事務担当者等への指導を充実するとともに、滞納者に対する徴収督促を徹底し、保護者の納入意識の一層の向上を図るなど、収入の確保に努めます。</p>
<p>(収入項目)道営住宅駐車場使用料 (収入未済額)13,500千円 (所管部)建設部</p>	<p>道営住宅駐車場使用料の滞納者に対して、引き続き催告の実施や支払の督促など滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保に努めます。</p>	<p>(2) 収入事務の取扱いが適切でないもの</p>	
<p>(収入項目)河川に係る堤塘使用料 (収入未済額)37,689千円 (所管部)建設部</p>	<p>河川に係る堤塘使用料の収入未済額につきましては、実効ある滞納整理を進めるため、各土木現業所に対して滞納整理の促進に係る文書通知のほか、各種会議において、文書による催促、電話や面談による計画的な納付の実施など、滞納の実態に応じた適切な措置を講じ、収入の確保を図るよう指導しました。 今後とも、各土木現業所における滞納整理状況を把握するとともに、滞納整理のより一層の促進のため、指導の強化に努めます。</p>	<p>《指導事項》 ア 委託電話収入に係る収納事務を、会計員に発令されていない非常勤職員に行わせているものがあった。</p>	<p>委託電話収入に係る収納事務に当たっては、関係規定を遵守し、適正な事務の執行に努めます。</p>
<p>(収入項目)附属病院診療料 (収入未済額)125,211千円 (所管部)札幌医科大学</p>	<p>診療料収入の確保につきましては、引き続き、訪問、電話等による督促のほか、滞納の実態に応じた、分割納入や保証人による納付などに積極的に取り組むとともに、長期滞納者から「納入についての誓約書」を徴収するなどして時効中断を行い、不納欠損額の減少に努めます。 また、収入未済額の大半が、入院診療料に係るものであることから、退院時に収入未済額が起きるのを防ぐために、退院前に医療費の支払い方法について、患者などと十分相談を計り、受領委任払制度の活用等により収入未済額の発生防止に努めます。</p>	<p>《指導事項》 イ 現金を領収したときは、領収の日又はその翌日に指定金融機関等に払い込むこととされているが、その払込みが遅延しているものがあった。</p>	<p>現金の払込みに当たっては、財務規則を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
		<p>《指導事項》 ウ 納税者に還付する過誤納金については、当該納税者に納付・納入を要する税金等がある場合、その過誤納金を税金等に充当することとされているが、これを行わずに還付しているものがあった。</p>	<p>納税猶予中のものを除く過誤納に係る徴収金の充当整理につきましては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。</p>
		<p>《指導事項》 エ 納税者から郵送された現金等の収納については、文書管理規程や道税収納管理事務処理要領等に基づき取り扱うこととされているが、郵送現金等整理簿への記載漏れや、過誤納金の還付手続に適切を欠くものがあった。</p>	<p>郵送された現金等の収納に当たっては、収受印の押印、整理簿への記載を徹底するとともに、還付する場合の送付方法、通知文の作成・送付について、担当職員への周知を図ります。</p>
		<p>《指導事項》 オ 生産された農産物を売り払う場合の予</p>	<p>農産物を売り払う場合の予定価格に</p>

<p>定価格は、農産物と包装容器を区別して積算することとされているが、包装容器の経費を計上していないため、予定価格が過少となっているものがあつた。</p>	<p>つきましては、農産物と包装容器を区別して積算を行います。</p>	<p>替（口座からの自動払込）が利用できない取扱いとなっているが、国税や市町村税では利用できることや近くに銀行等がない納税者も多いことなどから、納税者の利便性や収収の確保のため、郵便振替の実施について検討する必要がある。</p>	<p>きましては、納税者の利便の向上及び納期内納税による安定的な収入の確保を図ることからも必要であると考え、平成15年4月1日から、できるようにしました。 また、道税の口座振替申出書につきましては、納税者の方に利用しやすいよう様式改正を行いました。</p>
<p>《指導事項》 カ 北海道競馬の勝馬投票券の発売額と現金収入額との間に、過不足を生じているものがあつた。</p>	<p>収入事務の取扱いにつきましては、職員及び従事員に対する業務講習を強化するとともに、より一層注意を喚起しながら過不足金発生防止に努めます。</p>	<p>3 支出に係る事項</p>	
<p>《指導事項》 キ 高等学校中途退学者の授業料を、誤って減額しているものがあつた。</p>	<p>高等学校授業料の徴収に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。 なお、徴収不足分につきましては、徴収しました。</p>	<p>3 - 1 諸手当</p>	
<p>《指導事項》 ク 全日制高等学校の入学料は一人当たり5,550円と定められているが、誤って入学料全員から5,650円を徴収しているものがあつた。</p>	<p>高等学校入学料の徴収に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。 なお、過徴収分につきましては、払い戻しました。</p>	<p>(1) 扶養手当の支給を誤っているもの</p>	
<p>《指導事項》 ケ 違法駐車車両移動等負担金の納付命令書に、納付期限を記載していないものや誤った納付期限を記載しているものがあつた。</p>	<p>違法駐車車両移動等負担金の納付命令書の取扱いについては、職員に対する指導・教養を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>	<p>《指導事項》 扶養手当の支給において、妻や子供の就職により被扶養者の取消認定をしたが、電算入力誤りにより、過払いとなっているものや過大に返納されているものがあつた。</p>	<p>扶養手当の支給に当たっては、関係書類等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては職員に返納させ、未支給分につきましては職員に支給しました。</p>
<p>《指導事項》 コ 収入証紙が過ちょう付となっている場合は、当該過ちょう付相当額を速やかに還付しなければならないが、還付事務が著しく遅延しているものがあつた。</p>	<p>収入証紙の過ちょう付の還付に当たっては、事務処理を迅速に行います。</p>	<p>(2) 住居手当の支給を誤っているもの</p>	
<p>(3) その他</p>		<p>《指導事項》 住居手当の支給において、支給終了となる転居の日を誤って電算入力したことにより、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>住居手当の支給に当たっては、関係書類等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>
<p>《検討事項》 道税については、郵便局における郵便振</p>	<p>郵便局における口座振替の実施につ</p>	<p>(3) 通勤手当の支給を誤っているもの</p>	
		<p>《指導事項》 ア 自動車使用者の通勤手当の算定基礎となる通勤距離は、一般的に利用される最短の経路によることとされているが、十分な確認をせずに職員の届出により認定したため、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>通勤手当の支給に当たっては、通勤経路を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>
		<p>《指導事項》</p>	

<p>イ 通勤手当は、出張、休暇等により月の初日から末日まで一日も通勤しない場合には、その月の手当は支給できないこととされているが、手当を支給したため、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>通勤手当の支給に当たっては、関係書類等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>	<p>ア 週休日に勤務を命じ、その週休日の振替を別の週に行った場合には、週休日の勤務に対し時間外勤務手当を支給しなければならないが、15名分、8万8,304円を支給していなかったほか、週休日の振替を行った時間を超えて勤務を命じた時間に対する時間外勤務手当について、100分の125の支給割合で支給すべきところを100分の135の支給割合で支給したため、1名分、687円が過払いとなつていた。 (函館道有林管理センター)</p>	<p>時間外勤務手当の支給につきましては、関係規定等を十分確認の上、適正な執行に努めます。 なお、未支給分及び過払分につきましては、職員に支給及び返納させました。</p>
<p>《指導事項》 ウ 支給終了となる日の電算入力を誤つたため、通勤手当が過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>通勤手当の支給に当たっては、関係書類等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>	<p>《指摘事項》 イ 時間外勤務手当の支給において、誤つた支給割合で支給したため、20名分、5万782円が過払いとなつていた。 (水産林務部)</p>	<p>時間外勤務手当の支給につきましては、関係規定等を十分確認の上、適正な執行に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>
<p>(4) 単身赴任手当の支給を誤っているもの</p> <p>《指導事項》 単身赴任手当は、4月1日付けで人事発令が行われた場合、その日を事実発生日とすることとされているが、住居を移転した4月2日を事実発生日としたため、支給額が過少となっているものがあつた。</p>	<p>単身赴任手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分につきましては、支給しました。</p>	<p>《指導事項》 ア 週休日の振替を別の週に行った場合の時間外勤務手当を支給していないものや、週休日の振替を行った時間を超えて勤務を命じた時間に対する時間外勤務手当の支給割合を誤つたため過払いとなつていたものがあつた。</p>	<p>時間外勤務手当の支給につきましては、関係規定を遵守し、適正な執行に努めます。 なお、未支給分及び過払分につきましては、職員に支給及び返納させました。</p>
<p>(5) 特殊勤務手当の支給を誤っているもの</p> <p>《指導事項》 ア 有毒薬物取扱手当の支給対象となる業務に従事しているが、手当を支給していないものがあつた。</p>	<p>有毒薬物取扱手当の支給につきましては、薬物使用の実績を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分につきましては、支給しました。</p>	<p>《指導事項》 イ 同一週内で週休日の振替を行った場合は、時間外勤務手当の支給を要しないが、支給したため過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>時間外勤務手当の支給につきましては、関係規定を遵守し、適正な執行に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>
<p>《指導事項》 イ 週休日等に部活動指導業務や引率指導業務を行った場合等に支給する教員特殊業務手当について、支給対象とならない日に行った指導業務に手当を支給しているものや、支給対象となる指導業務に従事したが手当を支給していないものがあつた。</p>	<p>教員特殊業務手当の支給に当たっては、支給要件等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分及び過払分につきましては、職員に支給及び返納させました。</p>	<p>《検討事項》 守衛に恒常的な時間外勤務を命じているが、守衛の勤務時間と警備業務委託との調整を図り、効率的な庁舎管理体制となるよう検討する必要がある。</p>	<p>守衛に対する恒常的な時間外勤務命令につきましては、平成15年度から勤務態勢の見直しを行い、その解消を図ることとしました。</p>
<p>(6) 時間外勤務手当の支給を誤っているもの</p> <p>《指摘事項》</p>			

<p>3 - 2 賃金</p>		<p>《指摘事項》</p>	
<p>《指摘事項》 第2種臨時職員である技能労務職員（研究補助員）を任用したが、任用決定の際の職務内容と異なる一般事務職員の職務を行わせていた。 (根釧農業試験場)</p>	<p>臨時職員の職務につきましては、任用決定の際の職務内容と異なることのないよう適正な事務処理に努めます。</p>	<p>イ 航空機を利用して旅行した場合には、旅費請求書に航空機の搭乗券の半券又は搭乗証明書を添付することとされており、やむを得ず添付できない場合には用務先の対応証明や宿泊証明等を旅行者に提出させ、航空機を利用した事実を旅行命令権者が確認することとされているが、搭乗券の半券又は搭乗証明書が添付されていないにもかかわらず、航空機を利用した事実の確認を行っていなかった。 (保健福祉部、網走土木現業所)</p>	<p>航空機を利用する旅費の支給に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。 なお、航空機を利用した事実につきましては、所定の手続きを行い確認しました。</p>
<p>《指導事項》 ア 臨時職員の有給休暇の日数は、勤務期間に応じて定められているが、その日数を超えて有給休暇を与えたため、賃金が過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>臨時職員への有給休暇の付与に当たっては、勤務要件を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>	<p>《指導事項》 ア 赴任旅費の支給において、扶養親族移転料の年齢別適用区分を誤ったため、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>赴任旅費の支給に当たっては、関係規定等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>
<p>《指導事項》 イ 臨時職員の賃金の支給において、欠勤した日や欠勤した時間について賃金を支給したため、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>臨時職員への賃金支給に当たっては、勤務要件を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>	<p>《指導事項》 イ 赴任旅費の支給において、扶養親族を2人以上有する5級以下の職務にある職員の移転料は、8級以下6級以上の職務にある者の額を適用することとされているが、適用区分を誤ったため支給額が過少となっているものがあつた。</p>	<p>赴任旅費の移転料の支給に当たっては、関係書類等を十分に確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分につきましては、支給しました。</p>
<p>《指導事項》 ウ 臨時職員の通勤手当の支給において、バスカードの割引率を計算しなかったことや、認定額と異なる額で支給していたため、過払いとなっているものがあつた。</p>	<p>臨時職員の通勤手当の算定に当たっては、使用可能な乗車券等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>	<p>《指導事項》 ウ 旅費の宿泊料は、宿泊地（用務地）の地域区分に応じて支給することとされているが、用務地が乙地方であるにもかかわらず甲地方の宿泊料を支給したため、過払いとなっているものや、甲地方であるにもかかわらず乙地方の宿泊料を支給したため、支給額が過少となっているものがあつた。</p>	<p>旅費の支給に当たっては、宿泊地（用務地）を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分及び過払分につきましては、職員に支給及び返納させました。</p>
<p>3 - 3 旅費</p>		<p>《指導事項》</p>	
<p>(1) 支給等を誤っているもの</p>		<p>《指導事項》</p>	
<p>《指摘事項》 ア 赴任旅費の支給において、赴任の際に扶養親族も同時に移転しているが、扶養親族を移転しない場合の移転料を支給したため、支給額が1名分、6万6,000円過少となっていた。 (留辺蘂高等学校)</p>	<p>赴任旅費の移転料の支給に当たっては、関係書類等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分につきましては、支給しました。</p>	<p>《指導事項》 エ 旅費の支給において、鉄道の割引切符</p>	<p>旅費の支給に当たっては、最も経済</p>

<p>を利用できる区間及び期間にあっては、当該割引切符の運賃で計算することとされているが、通常の運賃及び特急料金により支給したため、過払いとなっているものがあった。</p>	<p>的な通常経路及び方法を十分に確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>	<p>に日当を支給したため、過払いとなっているものがあった。</p>	<p>なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>
<p>《指導事項》 オ 南小樽から函館までの旅行において、Rきっぷ（札幌市内～函館）を利用しているが、その料金を「南小樽駅～ほしみ駅」間の運賃を加算して支給すべきところを、「南小樽駅～札幌駅」間の運賃を加算したため、過払いとなっているものがあった。</p>	<p>旅費の支給に当たっては、割引切符の利用可能な区間を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>	<p>《指導事項》 コ 自家用車を公用に使用したが、その手続を行わず、公共交通機関利用による旅費を支給したため、旅費の支給が過払いとなっているものや過少となっているものがあった。</p>	<p>自家用車の公用使用に当たっては、事前承認の手続を徹底し、適正な事務処理に努めます。 なお、旅費の未支給分及び過払分につきましては、職員に支給及び返納させました。</p>
<p>《指導事項》 カ 空港まで公用車を使用しているが、空港までのバス代を支給したため、過払いとなっているものがあった。</p>	<p>旅費の支給に当たっては、交通手段を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>	<p>《指導事項》 サ 航空機利用の旅行において、旅費請求書に添付すべき搭乗半券又は搭乗証明書が提出されないため、旅行命令権者が航空機を利用した事実の確認を行っているが、その確認を適切に行っていないものがあった。</p>	<p>航空機を利用する旅費の支給に当たっては、関係通達を遵守し、適切な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 キ 用務の都合により旅行期間が1日延長されたが、旅行命令の変更を行わなかったため、旅費の支給額が過少となっているものがあった。</p>	<p>旅費の支給に当たっては、速やかな旅行命令の変更に留意し、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分につきましては、職員に支給しました。</p>	<p>(2) 経済性を欠いているもの</p>	
<p>《指導事項》 ク 研修のための旅行において、日額旅費で支給する期間を普通旅費で支給したため、過払いとなっているものや、普通旅費で支給する期間を日額旅費で支給したため、支給額が過少となっているものがあった。</p>	<p>旅費の支給に当たっては、関係規則等を十分確認の上、適正な事務処理に努めます。 なお、未支給分及び過払分につきましては、職員に支給及び返納させました。</p>	<p>《指導事項》 ア 道外への旅行命令において、利用する航空機等の交通機関について、経済的な利用経路等を事前に確認することにより、節約が可能なものがあった。</p>	<p>旅行命令に当たっては、条例を遵守し、用務の日程、最も経済的な旅行経路及び方法等の確認を十分行うなど、適切な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>
<p>《指導事項》 ケ 旅行を命ぜられた職員が、事前に承認を得て用務終了後に自己啓発活動を行うために用務地に滞在したが、私事滞在日</p>	<p>旅費の支給に当たっては、関係規定等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>	<p>《指導事項》 イ 道内の旅行命令において、当日出発の旅行命令でも会議開始時刻に間に合うにもかかわらず、前日からの旅行命令としたため、不経済な支出となっているものがあった。</p>	<p>旅行命令に当たっては、旅行行程を十分検討し、適切な執行に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>
<p>《指導事項》 ケ 旅行を命ぜられた職員が、事前に承認を得て用務終了後に自己啓発活動を行うために用務地に滞在したが、私事滞在日</p>	<p>旅費の支給に当たっては、関係規定等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。</p>	<p>《指導事項》 ウ 道外への旅行命令において、用務最終日の日程が短縮されたことに伴う旅行命令の変更を行うことにより、旅費の節約が可能なものがあった。</p>	<p>旅行命令及び旅費の支給に当たっては、用務の日程等を十分確認し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>

<p>《指導事項》 エ 会議の開催に当たり、開催場所を庁舎会議室とすることなどにより、旅費の節約が可能なものがあった。</p>	<p>会議の開催に当たっては、開催方法、開催場所、開催時刻等を考慮し、経費（旅費）の節約に努めます。</p>	<p>合、契約でリース会社において修理を行うこととなっているが、道費で修理しているものがあった。</p>	<p>につきましては、契約内容の見直しを行い、負担区分を明確にしました。</p>
<p>《指導事項》 オ 研修参加に係る旅費の支給において、宿泊を指定された施設における宿泊料金と食事代（夕食及び朝食代）の合計額が支給される宿泊料の額を明らかに下回っており、旅費の減額調整の協議を行うことにより、旅費の節約が可能なものがあった。</p>	<p>旅費の支給に当たっては、条例を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、過払分につきましては、職員に返納させました。</p>	<p>3 - 5 使用料及び賃借料</p>	
<p>3 - 4 需用費</p>		<p>《指導事項》 ア 自動車の借上げにおいて、公用車の使用が可能であったが、その使用予定を十分把握せずにレンタカーを借り上げたため、不経済な支出となっているものがあった。</p>	<p>自動車の借上げに当たっては、必要性を十分に検討の上決定し、このようなことがないように努めます。</p>
<p>《指摘事項》 不用犬等の殺処分を使用する薬品を、支出負担行為の決定を行わずに納品させていた。 (江差保健所)</p>	<p>物品の購入に当たっては、関係法令を遵守し、適正な事務処理に努めます。 なお、当該薬品の購入につきましては、事実確認の上、購入決定の処理を行い、又未払いにつきましては、速やかに支払いの手続を行いました。</p>	<p>《指導事項》 イ 1日1台当たりの単価により借上料を支払うこととなっている乗用自動車の借上げ契約において、使用しない場合は契約の相手方へ連絡することとなっているが、その連絡を怠ったため、不経済な支出となっているものがあった。</p>	<p>乗用自動車の賃貸借契約につきましては、自動車を使用しない場合の契約の相手方への連絡方法を一層明確にするため、賃貸借契約の要領において、使用しない場合の取扱いを具体的に明文化し、使用予定の確認と契約の相手方への連絡を徹底し、適切な執行に努めます。</p>
<p>《指導事項》 ア 資金前渡員が置かれた地方部局における契約は、前渡を受けた資金又はあらかじめ通知された前渡資金交付決定額の範囲内で行うことができることとされているが、前渡資金交付決定額の範囲を超えて少額工事の契約を締結しているものがあった。</p>	<p>資金前渡員を置いた地方部局における契約につきましては、財務規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>	<p>《指導事項》 ウ 契約で支払時期を定めなかった場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律により、請求書の提出のあった日から15日以内に支払いを行わなければならないこととされているが、複写機の借上料の支払いで遅延しているものがあった。</p>	<p>複写サービス料金の支払いに当たっては、支払遅延防止等に関する法律の支払期限内を厳守し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 イ 借上車の冬用タイヤ等の更新に当たり、購入費用の負担について契約の相手方と協議すべきところを、協議を行わずに道費で購入しているものがあった。</p>	<p>借上車の冬用タイヤ等の購入に当たっては、費用負担等を明確化し、適切な事務処理に努めます。</p>	<p>《検討事項》 ア 公共交通機関による通勤手段のない勤務箇所への職員の通勤用として、年間を通じてタクシーチケットを使用しているが、経済的な方法について検討する必要がある。</p>	<p>共通乗車券の通年使用による通勤につきましては、地元にご自宅が所在せず、公共交通機関による通勤が困難である地域の特殊性等の理由により実施してきましたが、この度、通勤方法等について再度検討した結果、対象者全員が運転免許証を保持し自家用車を所有していることから、自家用車による通勤としました。</p>
<p>《指導事項》 ウ 賃貸借しているパソコンが故障した場</p>	<p>パソコンの修理費に係る道費の支出</p>		

<p>《検討事項》</p> <p>イ 土地改良財産を譲与した後に、当該土地改良財産の調査、修復等を道費で実施している事例があるが、その取扱いについて検討する必要がある。</p>	<p>譲与後の土地改良財産につきましては、放置することにより災害や事故を誘発する恐れがあるなど止むを得ない場合で、同様の条件の地域における工法検討、設計の見直しなど基礎資料の整備に資する場合に限り、必要最小限の原因究明のための調査を行うこととし、会議等で周知を図りました。</p>	<p>なお、未支給分につきましては、支給しました。</p>	
<p>3 - 6 負担金、補助及び交付金</p>		<p>《指導事項》</p> <p>ア 債務負担行為の設定されている庁舎警備及び庁舎清掃業務委託契約において、予定価格が、あらかじめ通知された債務負担行為限度額を上回っているものがあった。</p>	<p>予定価格の決定に当たっては、債務負担行為額の範囲内で適正に行います。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>ア 補助金の交付指令において、当該事業の実施要領に定められた、財産処分等の制限に係る条件を付していないものがあった。</p>	<p>補助指令に当たっては、事業の内容に応じた、適切な補助指令を行うよう努めます。</p>	<p>《指導事項》</p> <p>イ 住民を対象とした観光メニュー体験事業において、参加者に旅費や報償費を支出しているが、当該参加者の宿泊や体験等に要する実費を上回っており、経費の経済的、効率的な執行を要するものがあった。</p>	<p>事業実施に当たっては、かかる費用の算出を綿密に行い、実態に即した適切な事務処理を行うよう努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>イ 補助金の額の確定において、実績報告書の審査や現地調査を十分に行わないで額の確定を行っているものがあった。</p>	<p>補助金の額の確定に当たっては、財務規則等関係規定を遵守し、支出証拠書類等を十分調査するなど、的確に事業実績を把握し、適切な事務処理に努めます。</p>	<p>《検討事項》</p> <p>ア 児童相談所カウンセリング強化事業に係る非常勤特別職職員の嘱託医に対し、月額報酬を支給しているが、勤務実績が記録されていないものもあり、その確認方法について検討する必要がある。</p>	<p>特別職非常勤に係る報酬の支払いに当たっては、勤務実績等を確認の上支給するよう、また、取扱いに誤りがあった場合は、速やかに返納の措置を講ずるよう各児童相談所に通知しました。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>ウ 交付金の支出において、口座振替払の申出のあった口座が、債権者とは別の口座名義であるにもかかわらず、当該口座あてに支出しているものがあった。</p>	<p>交付金の支払いに当たっては、債権者に口座を開設するよう要請し、同口座に支出するよう、適切な執行に努めます。</p> <p>なお、交付金を支払った団体口座は、当該債権者と同一の構成員で組織されている団体であることを確認しました。</p>	<p>《検討事項》</p> <p>イ 研修の受講に当たり、受講者の負担となっている受講上必要な経費について、その負担のあり方を検討する必要がある。</p>	<p>研修の受講上必要な経費につきましては、受講者が負担すべき経費と道が負担すべき経費の区分を明確にするとともに、観劇等の代金については、研修主催者に対し、主催者による負担や選択科目とするなど受講者の負担軽減を検討するよう要請しました。</p> <p>また、研修施設の朝食代及び夕食代につきましては、その金額が一定しない場合は旅費の加算額の算定、支給が困難でしたが、研修施設が示す標準的な食事代を基に算定し支給するよう取扱いを改めました。</p>
<p>3 - 7 その他の支出</p>		<p>4 契約に係る事項</p>	
<p>《指摘事項》</p> <p>審議会委員に対する報酬の支払において、事務処理が遅延し、5名分、8万4,000円が1年以上未払いとなっていた。 (保健福祉部)</p>	<p>審議会委員の報酬の支払いに当たっては、審議会開催後、速やかに支払事務を終了するよう、適正な事務処理に努めます。</p>		

<p>4 - 1 工事契約</p>		<p>《指導事項》</p>	
<p>《指摘事項》 農村交流センター工事に係る入札参加者指名選考委員会の指名選考において、管工事の資格者名簿に登載された業者を選考すべきところを、農業土木の資格者名簿に登載された業者を選考していた。 (釧路支庁)</p>	<p>業者の選定に当たっては、工事内容に適応した資格者名簿からの選定となるよう努めます。</p>	<p>オ 指名競争入札の参加者の選考に当たっては、「指名競争入札参加者指名基準」に基づき、受注意欲、履行経験、営業地域等の個別事由を取捨選択して行うこととされているが、選定した個別事由の内容が明らかになっていないものがあった。</p>	<p>指名競争入札の参加者の選考過程の記録に当たっては、個別事由の内容が不明確なものにならないよう適切な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 ア 工事等の発注見通しの公表において、事前に支出負担行為担当者の判断を得ていないものがあった。</p>	<p>公表に当たっては、支出負担行為担当者の決裁を得て公表することとしました。</p>	<p>《指導事項》 カ 指名競争入札等参加者の指名選考の過程及び選考理由等については、入札参加者指名選考過程等一覧表などにより公表することとされているが、選考の過程としての基準を記載していないものや、選定理由が「地域性」であるにもかかわらず「工事適性」としているものなど、公表が適切でないものがあった。</p>	<p>入札参加者指名選考過程等一覧表の作成に当たっては、このようなことのないよう適切な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 イ 簡易公募型指名競争入札において、当初の公募後に企業体の地域要件の拡大を行ったが、これに係る公告に当たり入札参加申請書の提出期限を変更しなかったため、企業体間に不均衡を生じているものがあった。</p>	<p>入札参加者を公募等により募集する際の募集期間の確保に当たっては、実施要綱等に定められた期間を確保するよう適切な事務処理に努めます。</p>	<p>《指導事項》 キ 工事完成検査調書については、事務執行課長等に報告を要することとされているが、当該報告を行わない取扱いとしているものがあった。</p>	<p>工事完成検査調書につきましては、事務執行課長まで報告を行うよう適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 ウ 公募型指名競争入札の参加要件審査に当たり、特定建設共同企業体については、事前に特定建設共同企業体としての資格審査を要することとされているが、この資格の決定前に入札参加要件審査を行っているものがあった。</p>	<p>公募型指名競争入札の参加要件審査に当たっては、関係規定に従い、適正な事務処理に努めます。</p>	<p>4 - 2 委託契約</p>	
<p>《指導事項》 エ 経常建設共同企業体の簡易公募型指名競争入札への参加に当たっては、経常建設共同企業体としての資格審査を経た後、簡易公募型指名競争入札参加の要件審査を要することとされているが、経常建設共同企業体としての資格の決定がされていない者を、入札参加者として指名しているものがあった。</p>	<p>簡易公募型指名競争入札の参加者の指名に当たっては、財務規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>	<p>《指摘事項》 ア 自家用電気工作物保守点検業務の委託については、電気事業法施行規則により一定の資格要件を満たしている法人等と契約する必要があるにもかかわらず、特段の理由もなくボイラー設備保守点検業務と合わせた委託業務としたため、資格要件を満たしていない者と契約を行っていた。 (自治政策研修センター)</p>	<p>自家用電気工作物保守点検業務の委託につきましては、電気工作物保守点検業務を原契約から切り離す変更契約を締結し、別途、有資格者と委託契約を締結しました。 今後は、関係法令等を十分に認識の上、適正な事務処理に努めます。</p>
		<p>《指摘事項》 イ 委託料の積算において、受託者が個人であるにもかかわらず、社会保険料の事業主負担分等を計上したため、1件、27</p>	<p>委託料の積算に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。</p>

<p>万6,000円が過大となっていた。 (北見農業試験場)</p>	<p>なお、当該委託につきましては、平成14年3月31日で、廃止しました。</p>	<p>定価格が過少となっているものがあった。</p>	
<p>《指導事項》 ア 指名競争入札参加者の指名については、原則7人以上とすることとされているが、7人以上の指名が可能であったにもかかわらず、5人しかいないものとして指名競争入札を行っているものがあった。</p>	<p>委託契約の指名業者の選考に当たっては、受託可能な業者の確認を十分にを行い、適正な事務処理に努めます。</p>	<p>《指導事項》 キ 予定価格調書の作成において、積算された金額を変更する特段の理由がないにもかかわらず、これと異なる額を予定価格としているものがあった。</p>	<p>予定価格調書の作成に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 イ プロポーザル方式による業務委託契約に当たり、入札参加者指名選考委員会においてプロポーザル方式によることの適否や、提案を求める者の履行能力などについて審議を要することとされているが、この審議を経ていないものがあった。</p>	<p>プロポーザル方式による業務委託契約に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。</p>	<p>《指導事項》 ク 工事記録映画の作成業務を一者随意契約により委託しているが、予定価格の積算に当たり、複数の業者から徴した見積書により行うべきところを、契約の相手方のみで積算しているものがあった。</p>	<p>予定価格の積算に当たっては、複数の者から見積書を徴し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 ウ 本来競争入札に付すべきものを一者随意契約により行う場合は、入札参加者指名選考委員会において、その理由や適否等の審議を要することとされているが、この審議を経ていないものがあった。</p>	<p>随意契約による場合につきましては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。</p>	<p>《指導事項》 ケ 契約の締結は、落札決定後7日以内に行うこととされているが、委託業務の契約において、この期間を過ぎて締結しているものや、契約締結年月日をそ及しているものがあった。</p>	<p>委託契約の締結に当たっては、このようなことのないよう適切な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 エ 業務委託において、「緊急の必要により競争入札ができないとき」として、一者による随意契約を締結しているが、指名選考調書の作成や業務執行に係る決定を行っていないものがあった。</p>	<p>指名選考調書の作成や業務執行に係る決定に当たっては、財務規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>	<p>《指導事項》 コ 業務委託契約においては、業務の具体的処理内容を定めた委託業務処理要領を作成することとされているが、この要領を作成していないものがあった。</p>	<p>業務委託契約につきましては、業務委託事務取扱要綱に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 オ 予定価格の積算において、必要のない経費を含めたことや、旅費に係る消費税相当額の計算方法を誤ったため、予定価格が過大となっているものがあった。</p>	<p>委託業務における予定価格の積算に当たっては、対象外の経費を含めることなく適正な事務処理に努めます。</p>	<p>《指導事項》 サ 業務委託において、受託者との協議を適切に行わなかったため、業務処理要領に定めた内容で履行されていないものや、受託者の履行内容を確認していないものがあった。</p>	<p>業務委託に当たっては、受託者との協議を十分に行い、業務処理要領に定めた履行内容の確認を適切に行うように努めます。</p>
<p>《指導事項》 カ 予定価格の積算において、対象業務に建築物環境衛生管理業務が含まれているが、当該経費を積算していないため、予</p>	<p>委託業務における予定価格の積算に当たっては、業務内容を十分精査し、適正な事務処理に努めます。</p>	<p>《検討事項》 ア 公共下水道の根幹的施設の設計及び建設工事を日本下水道事業団に委託しているが、この委託契約は、地方自治法及び財務規則に基づいて処理しなければなら</p>	<p>契約手続の適正化を図るため、契約方式、予定価格の決定及び契約書の記載項目等について検討し、当該事務に関する基本的考え方と事務処理手続を</p>

<p>ない私法上の契約であり、契約手続等について検討する必要がある。</p>	<p>定めました。</p>	<p>4 - 3 その他の契約</p>	
<p>《検討事項》 イ 庁舎警備業務等の予定価格の積算において、特段の理由もなく各庁舎間で管理費率に格差があり、積算の方法について検討する必要がある。</p>	<p>庁舎警備業務等の積算の方法につきましては、各保健所の実態等について調査・分析を行い、部局に対し統一的な積算方法を示しました。</p>	<p>《指摘事項》 公用車の賃貸借契約において、12か月点検をリース会社が行うこととし、その経費を借上料に含めて契約しているが、点検が行われなかったため、結果として28万9,803円が不経済な支出となっていた。 (後志支庁)</p>	<p>公用車の賃貸借契約に当たっては、契約約款に基づき、定期的な点検を実施するようリース会社に指示するなど適切な事務処理に努めます。</p>
<p>《検討事項》 ウ 機構改正により廃止となる庁舎について、残務整理等のために、廃止後も警備や暖房に係る業務委託を行っているが、委託を必要とする業務の内容や期間等について検討する必要がある。</p>	<p>庁舎移転等が予定される場合の警備業務及び庁舎暖房の委託につきましては、個別の状況等を十分検討しながら、適切に対処します。</p>	<p>《指導事項》 ア ファクシミリやパーソナルコンピュータの賃貸借契約において、次年度以降も同一条件で期間を延長して契約を継続する定めのあるものについては、総期間に係る借上予定額が80万円を超える場合、入札参加者指名選考委員会の審議を要することとされているが、審議を経ないで業者を選考しているものがあつた。</p>	<p>次年度以降も同一条件で期間を延長して契約を継続する賃貸借契約につきましては、総期間に係る予定額に留意し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《検討事項》 エ ボイラー等管理業務において、一定期間ボイラーの稼働実績がないにもかかわらず、1年間を通した委託契約を行っており、また、ボイラー技師の資格を必要としないボイラーについて委託を行っているが、適切な委託期間の設定や委託の必要性について検討する必要がある。</p>	<p>道立高等学校のボイラー等管理業務の委託契約につきましては、業務委託の必要性を精査した上で、平成15年度から、230校のうち107校について6月から9月の間の業務日数の削減等を行いました。 また、ボイラー技師の資格を必要としないボイラーについては、学校の安全確保を考慮し引き続き業務委託を行いますが、平成15年度から、予定価格の積算において人件費を減額しました。 なお、今後も、委託業務の実態把握を十分行い業務日数や積算方法の見直しを行うなど、経済的な執行に努めます。</p>	<p>《指導事項》 イ タクシーの借上契約において、契約書に明示されていないタクシーチケットの使用に伴う乗車料金後払手数料を、月ごとの請求書に基づき支払っているものがあつた。</p>	<p>契約書の作成に当たっては、支払いすべき料金を明示し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《検討事項》 オ 監督員詰所の管理業務委託において、予定価格の積算内容が業務実態と異なっているものや、委託業務の履行確認のための業務日誌等の提出を求めているものがあり、予定価格の積算方法や委託業務の確認方法について検討する必要がある。</p>	<p>監督員詰所の管理業務委託につきましては、積算基準を定めるとともに、業務日誌等により業務を確認することとし、平成15年度の委託業務から実施するよう周知しました。</p>	<p>《指導事項》 ウ 物品の購入契約において、予定価格が30万円以上の場合には、見積書を徴取することとされているが、見積書を徴取しないで契約しているものや、一括して契約することが可能なものを数回に分割して契約しているものがあつた。</p>	<p>物品の購入契約に当たっては、財務規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p>
		<p>《指導事項》 エ 物品購入等の単価契約において、積算金額の端数処理を誤って予定価格としているものや、予定価格を超えた単価で契約を締結しているものがあつた。</p>	<p>契約の締結に当たっては、財務会計事務の研鑽、チェック機能の強化をし、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。</p>

5 財産に係る事項		た。	なお、公有財産台帳の登載漏れ及び不備なものにつきましては、整理しました。
5 - 1 公有財産			
<p>《指摘事項》</p> <p>苦小牧東部大規模工業基地の関連住宅団地用地として先行取得した早来地区・鶴川地区の道有地が、未利用のまま長期保有地となっており、有効活用が図られていない。(経済部)</p>	<p>未利用道有地の活用について、早来地区においては、地元町での活用検討会の結果や、それを踏まえて平成13年度に策定した土地利用プランに沿って、平成14年度においても町が取り組んでいるナショナルトレーニングセンターの誘致や芸術文化活動施設の検討などに連携・協力して旧住宅団地用地の有効活用の促進に努めています。</p> <p>また、鶴川地区については、平成14年度に町が主体となって旧住宅用地の有効活用検討会を立ち上げたところであり、道としてもこの運営に補助するとともに、検討会に参画するなど地元町と連携協力して旧住宅団地用地の有効活用が図られるよう取り組んでいます。</p>	<p>《指導事項》</p> <p>ウ 国からの財産購入に当たり、道が評価を行うために必要とする資料の作成を、所定の手続を経ないで行っているものがあつた。</p>	<p>国からの財産購入に係る評価資料の作成に当たっては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>ア 行政財産の使用許可において、許可の手続が行われていないものや、使用料の加算料金の算定を誤っているものなどがあつた。</p>	<p>行政財産に係る加算料金の算定に当たっては、このようなことのないよう関係規定等に基づき適正な事務処理に努めます。</p> <p>また、行政財産の使用許可に当たっては、財務規則等を遵守し、適正な事務処理に努めます。</p> <p>なお、使用許可の手続きが行われていないものや算定誤りによる過不足額につきましては、所定の手続きを行いました。</p>	<p>《指導事項》</p> <p>エ 庁舎や公宅、道営住宅等の跡地のうち、利用見込みのない未利用地については、処分や有効活用の促進を図ることとされているが、処分等が進んでいないものがあつた。</p>	<p>利用見込みのない未利用地につきましては、平成14年8月、「道有財産有効活用促進委員会」を設置して、部局間及び教育庁・警察本部の相互利用を促進し有効活用に努めるとともに、今後とも利用する見込みのない未利用地については、一般道民が購入しやすい対策とPRの充実を図って売払いの促進に努めます。</p>
<p>《指導事項》</p> <p>イ 庁舎の工作物や道営住宅の建物において、公有財産台帳に登載していないものや、台帳の記載に不備のあるものがあつた。</p>	<p>公有財産の管理に当たっては、財務規則等に基づき、適切な事務処理に努めます。</p>	5 - 2 物品	
		<p>《指摘事項》</p> <p>公印の作成において、仕様を誤って発注したため、再作成を余儀なくされたことから、1件、6万9,090円が不経済な支出となつていた。(水産林務部)</p>	<p>公印の作成につきましては、このようなことのないよう適正な事務処理に努めます。</p>
		<p>《指導事項》</p> <p>ア 供用する備品については、物品供用員が備品供用管理票に記録し管理することとされているが、備品供用管理票を備え付けていないものがあつた。</p>	<p>供用する物品の記録管理につきましては、財務規則を遵守し、備品供用管理票を備え、異動記録を整理の上、適切な記録管理に努めます。</p>
		<p>《指導事項》</p> <p>イ 毒劇物の管理において、取扱責任者の設置や受払簿の記載に不備のあるものがあつた。</p>	<p>毒劇物の管理に当たっては、物品管理事務取扱要領に基づき、取扱責任者を設置し、使用者の責任範囲を明確にするとともに、受払簿を備えつけて当該劇物の使用内容を常に明らかにして</p>

	おくこととしました。		能であり、工費の安い機械による積込みとすべきものがあつた。	
《指導事項》 ウ 郵便切手等の管理において、翌年度への繰越数量は、物品購入等事務取扱要領により通常年間使用量の6分の1の範囲内とされているが、大量に繰り越しているものがあつた。	郵便切手の購入に当たっては、使用量の把握及び在庫管理を厳しく行い、適期、適量の購入に努めます。		《指導事項》 イ 砂防事業の調査設計委託において床固めに係る現況調査を行っているが、平成9年度から10年度に築造された床固めの「出来形図」の活用が可能であり、調査が不要なものがあつた。	工事の調査設計委託に係る設計に当たっては、過年度成果がある場合は、これを活用し、費用の軽減を図るよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》 エ 収入印紙等の購入は、使用時期に応じ適時に購入することとされているが、翌年度の訴訟事務に使用する収入印紙及び郵便切手を大量に購入しているものがあつた。	収入印紙等の購入に当たっては、使用時期に応じて適期に購入し、適切な管理に努めます。		(2) 設計基準どおりの設計をしていないもの	
《検討事項》 業務用図書を購入に当たっては、業務との関連等を考慮の上、適正な部数とするよう検討する必要がある。	業務用図書の購入に当たっては、業務の必要に応じて購入するよう、適切に指導します。		《指導事項》 用水路工事において、大型トラフ設置のための掘削に当たり、用排水路設計指針に基づく掘削法面の勾配をつけずに設計しているものがあつた。	工事の設計に当たっては、より適正な設計積算を行うため、担当者会議及び研修等を通じて統一事項・設計基準の順守による職員の技術向上に努めます。 また、設計委託の検査時におけるチェック体制の強化を図り、適切な設計に努めます。
5 - 3 債権			(3) 施工条件を明示していないもの	
《指導事項》 債権管理簿には、管理上必要な事項として、債権金額のほか、弁済、不納欠損、減免等の記録をすることとされているが、修学資金等貸付金において、返還や減免等の記録のないものがあつた。	債権管理簿の記録に当たっては、債務者に対して、文書や電話等により所要の手続きをとるよう指導を行い、手続が終了したものについては債権管理簿に記録整理しました。今後とも、債務者の状況に応じた適切な措置に努めます。		《指導事項》 砂防工事において、雨量計の設置等土石流に対する安全対策を、特記仕様書に明示していないものがあつた。	工事の設計に当たっては、内容を十分把握し、施行条件を明示するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
6 工事（技術）に係る事項			(4) 設計変更をしていないもの	
6 - 1 設計			《指導事項》 交通安全施設工事において、軟弱地盤の沈下量の測定に当たり、実際の測定回数が当初設計の回数より減少したが、設計変更を行っていないものがあつた。	工事の設計に当たっては、工事の実施状況を十分確認し、必要に応じて設計変更するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
(1) 設計条件の検討が十分でないもの			(5) その他	
《指導事項》 ア 急傾斜地崩壊防止工事において、掘削した土砂の運搬捨土に当たり、ダンプトラックへの積込みを人力で行うこととしているが、現場には小型重機の搬入が可	工事の設計に当たっては、現地の状況を十分把握するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。		《検討事項》 ア 中山間地域総合整備事業における集乳農道について、農道設計指針等で道路構	中山間地域総合整備事業における集乳農道など、農道設計指針に構造基準

<p>造が定められていないので、その基準について検討する必要がある。</p>	<p>の定めのない道路の取扱いにつきまして、構造基準を定め、平成15年度から適用するよう、周知しました。</p>	<p>イ 単価の算定が適切でないもの</p>	
<p>《検討事項》 イ 河川標識について、現在用いられている亜鉛メッキ鋼板に塗装を施したものの中には、錆の発生により文字が判読しにくいものがあり、仕様について検討する必要がある。</p>	<p>河川標識の耐久性向上を図るため、環境が厳しい箇所の河川標識についてはアルミニウム合金板を標準とするなどの仕様を定めました。</p>	<p>《指導事項》 (ア) 道路工事において、土砂の掘削・運搬・盛土の単価は、土量の変化率を用いて算定することとされているが、変化率の適用区分を誤ったため、高い単価となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、土量の変化率に留意するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>6 - 2 積算</p>		<p>《指導事項》 (イ) 草地整備工事において、起伏修正をするための表土運搬の単価は、運搬距離により算定することとされているが、距離の算定を誤ったため、高い単価となっているものがあった。</p>	<p>設計、積算に当たっては、職員相互による設計書の審査を実施して審査体制を強化し、適切な設計、積算事務に努めます。</p>
<p>(1) 積算が過大となっているもの</p>		<p>《指導事項》 (ウ) 急傾斜地崩壊防止工事において、掘削土砂の運搬捨土の単価は、土質により算定することとされているが、土砂とすべきところを軟岩としたため、高い単価となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に係る単価の適用に当たっては、内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>ア 歩掛りの適用が適切でないもの</p>		<p>《指導事項》 (エ) 海岸保全工事において、消波工のための既設コンクリートブロック取外しの単価は、運搬する台船の積載数量により算定することとされているが、台船への積載数量を誤り、高い単価となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、工事内容を十分確認するとともに、設計書の審査を強化し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (ア) 道路工事において、バックホウの作業に土砂を10メートルまで移動する経費が含まれているが、ブルドーザによる押土の経費を重複して積算しているものがあった。</p>	<p>工事の積算に係る歩掛りの適用に当たっては、内容を十分把握するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>	<p>《指導事項》 (オ) 用水管路工事において、見積りにより資材単価を設定する場合は、過去の取引事例から算定した査定率で補正することとされているが、補正をしていないため高い単価となっているものがあった。</p>	<p>単価表に掲載されていない単価の決定に当たっては、所定の適用単価策定要領の決定フローに従い、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (イ) 圃場整備工事において、旧水路の埋立てに当たり、埋戻しの歩掛りを適用すべきところを、工費の高い道路盛土の歩掛りを適用しているものがあった。</p>	<p>歩掛りの適用に当たっては、必要とする経費を十分検討して計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めます。</p>	<p>ウ 数量の算定が適切でないもの</p>	
<p>《指導事項》 (ウ) 治山工事において、コンクリートの打設歩掛りの適用区分を誤り、工費の高い歩掛りを適用しているものがあった。</p>	<p>歩掛りの適用に当たっては、必要とする経費を十分検討して計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めます。</p>	<p>《指導事項》</p>	
<p>《指導事項》 (エ) 農道工事等において、コンクリートの取壊しに当たり、機械作業の歩掛りを適用すべきところを、工費の高い人力作業の歩掛りを適用しているものがあった。</p>	<p>歩掛りの適用に当たっては、施工条件を十分検討して計上するよう関係職員に周知し、適切な積算に努めます。</p>		

<p>農業の用・排水路の調査設計委託において、打合せ回数を着手及び最終時の2回とすべきところを、3回としているものがあった。</p>	<p>歩掛りの適用に当たっては、適用方法を十分に検討の上、業務内容に合った回数を計上するように努めます。</p>	<p>《指導事項》 (イ) 河川工事において、土砂の掘削・運搬・盛土の単価は、土量の変化率を用いて算定することとされているが、変化率の適用区分を誤ったため、安い単価となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、土量の変化率に留意するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>(2) 積算が過少となっているもの</p>		<p>ウ 数量の算定が適切でないもの</p>	
<p>ア 歩掛りの適用が適切でないもの</p> <p>《指導事項》 (ア) 施設整備工事において、根掘り、埋戻し等に使用するバックホウの機種を選定に当たり、バケット容量を大きな機種としたため、積算が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に係る歩掛りの適用に当たっては、現場状況を十分把握し、適切な積算に努めます。</p>	<p>《指導事項》 (ア) 施設工事において、土積計算を誤ったため、掘削土量が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、このようなことのないよう審査体制を強化するなどして、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (イ) 砂防環境整備工事において、既設のコンクリート構造物を取り壊し、籠マットの中詰め用材料として使用することとしているが、破碎する大きさを誤ったため、積算が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に係る歩掛りの適用に当たっては、施工内容を十分把握するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>	<p>《指導事項》 (イ) 道路工事において、表土をすき取り後、切土・盛土をして道路を新設することとしているが、盛土に使用できないすき取り土量を控除しなかったため、盛土量が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、土量計算を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (ウ) 道路工事において、コンクリートの打設歩掛りの適用区分を誤り、工費の安い歩掛りを適用しているものがあった。</p>	<p>工事の積算に係る歩掛りの適用に当たっては、施工内容を十分把握するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>	<p>《指導事項》 (ウ) 海岸保全工事において、コンクリートブロックを製作するヤードを2か所設けているが、近いヤードからの距離で運搬費用を算定したため、積算が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、作業の工程の検討や内容の確認を十分行うとともに、設計書の審査を強化し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 (エ) 道路工事において、土砂の運搬に係る歩掛りの適用区分を誤ったため、積算が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に係る歩掛りの適用に当たっては、適用区分に留意するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>	<p>《指導事項》 (エ) 河川工事において、湾曲部に堤防を築造しているが、曲率半径による補正を行わなかったため、積算が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、内容を十分確認するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>イ 単価の算定・適用が適切でないもの</p>		<p>エ 必要な経費を積算していないもの</p>	
<p>《指導事項》 (ア) 外構工事において、ロードヒーティング布設単価の算定に当たり、計算を誤ったため、積算が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に当たっては、工事内容を十分精査し、適切な積算に努めます。</p>	<p>《指導事項》 (ア) 河川工事において、新河道を掘削し、河道を切り替えた後、旧河道を埋め戻し堤防を築造することとしているが、掘削土を一旦仮置きする経費を積算し</p>	<p>工事の積算に当たっては、現場状況の検討や内容の確認を十分に行い、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>

	ていないものがあった。				
《指導事項》	(イ) 遊歩道整備工事において、コルク入り舗装の基層に使用する密粒度アスファルトコンクリートの経費を積算していないものがあった。	工事の積算に当たっては、必要な数量確認を徹底するとともに、設計審査においても、重点項目のひとつとして適切な審査に当たるよう努めます。		板の敷設に当たり、一部転用可能なものがあるにもかかわらず、全延長に係る敷鉄板経費を積算しているものがあった。	程を十分把握するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》	(ウ) 道路工事等において、資材の付属品や割増経費等を積算していないものがあった。	工事の積算に当たっては、施工内容を十分把握し、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。		《指導事項》 イ 用水路工事において、既設用水路の布設替えに当たり、作業に使用する農道に補強用鉄板を敷設することとしているが、敷設面積を誤ったため、積算が過少となっているものがあった。	工事の積算に当たっては、作業の工程の検討や内容の確認を十分行うとともに、設計書の審査を強化し、適切な積算に努めます。
《指導事項》	(エ) 砂防ダム工事等において、資材の現場内運搬経費やクレーンによる荷揚げ作業の経費を積算していないものがあった。	工事の積算に当たっては、現場状況を十分把握し、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。		《指導事項》 ウ 交通安全施設工事において、捨土のために仮設道路を設置することとしているが、その経費を積算していないものがあった。	工事の積算に当たっては、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》	(オ) 道路工事において、既設道路に設置されているガードケーブルを撤去し、再使用するため仮置場へ運搬することとしているが、撤去・運搬経費を積算していないものがあった。	工事の積算に当たっては、施工内容を十分把握し、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。		《指導事項》 エ 河川工事において、対岸で実施する護岸工に当たり、必要な仮橋の経費を積算していないものがあった。	工事の積算に当たっては、現場状況を十分把握し、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》	(カ) 用水路工事等において、コンクリート構造物を取り壊し、産業廃棄物として処理することとしているが、取壊し経費を積算していないものがあった。	産業廃棄物の発生する工事の積算に当たっては、処理内容を十分確認して必要とする経費を計上するよう、適切な積算に努めます。		《指導事項》 オ 庁舎改築工事において、鉄骨組立作業に必要な足場や墜落防止安全ネットの経費を積算していないものがあった。	工事の積算に当たっては、施工内容を十分把握し、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》	(キ) 庁舎改築工事において、残土を廃棄物として処理することとしているが、廃棄物処理場における処理経費を積算していないものがあった。	廃棄物の発生する工事の積算に当たっては、処理内容を十分把握して必要とする経費を計上するよう、適切な積算に努めます。		《指導事項》 カ 海岸侵食対策工事において、仮設切に使用する大型土のうの転用は1回とされているが、7回の転用としたため、積算が過少となっているものがあった。	工事の積算に当たっては、仮設工の転用回数に留意するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
(3) 仮設費の積算が適切でないもの				《指導事項》 キ 道路工事等において、重建設機械等の分解組立運搬費を積算していないものがあった。	建設機械を使用する工事の積算に当たっては、必要な経費を計上するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。
《指導事項》	ア 河川工事等において、仮設道路への鉄	工事の積算に当たっては、工事の工		(4) 諸経費の積算が適切でないもの	

<p>《指導事項》 ア 庁舎新築工事等において、建築、電気設備、機械設備工事を合併工事として施工しているが、諸経費の積算を建築単独工事としたため、積算が過少となっているものがあった。</p>	<p>合併工事の積算に係る諸経費につきましては、積算要領等を遵守し、適切な積算に努めます。</p>	<p>のがあった。</p>	<p>係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>
<p>《指導事項》 イ 旧庁舎の不用工作物解体工事等において、現場管理費及び一般管理費等の諸経費の率を誤って適用したことや、諸経費の対象とならない経費を対象としたため、積算が過大となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に係る諸経費につきましては、積算要領等を遵守し、適切な積算に努めます。</p>	<p>《検討事項》 森林整備工事において、工期が11月30日までとなっており、11月1日以降の期間について現場管理費率の冬期補正を行っているが、工事の完成を10月31日までとして指定した部分は、補正の対象から除外することについて検討する必要がある。</p>	<p>工事の指定部分に係る現場管理費の冬期補正に当たっては、冬期対象期間外となる工事は補正の対象から除外する等、「現場管理費率の補正」の細部取扱いを定めました。</p>
<p>《指導事項》 ウ 庁舎新築工事において、一般管理費を減額調整しているものがあった。</p>	<p>工事の積算に係る一般管理費につきましては、このような調整をしないよう、適切な積算に努めます。</p>	<p>6 - 3 施工</p>	<p>工事施工中の現場の安全管理に当たっては、設計や仕様等に基づき、現場状況を的確に把握の上、安全に配慮した管理を関係職員に周知し、現場での指導監督の徹底に努めます。</p>
<p>《指導事項》 エ 交流施設基盤整備工事等において、施工地域・工事場所の区分に応じた共通仮設費及び現場管理費の補正に当たり、地方部の補正值を適用すべきところを市街地の補正值を適用したため、積算が過大となっているものや、山間僻地における補正を行わなかったため、積算が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に係る共通仮設費及び現場管理費の補正に当たっては、施工地域を十分把握し、適用するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>	<p>《指導事項》 治山工事において、斜面の土砂や岩石の切り崩しに当たり、土砂等を防護柵の設置された中腹に仮置きした後、搬出することとしているが、斜面下の人家に対する安全性から見て、適切な土砂の搬出等を行っていないものがあった。</p>	<p>6 - 4 その他</p>
<p>《指導事項》 オ 急傾斜地崩壊防止工事において、工事場所の50メートル以内に人家がある場合には、共通仮設費及び現場管理費の補正を行うこととされているが、この補正を行わなかったため、積算が過少となっているものがあった。</p>	<p>工事の積算に係る共通仮設費及び現場管理費の補正に当たっては、施工箇所を十分把握し、適用するよう関係職員を指導し、適切な積算に努めます。</p>	<p>《指導事項》 ア 道路工事等において、工期の設定が、工事規模等に応じて定められている標準工期と異なっているものがあった。</p>	<p>工期の設定に当たっては、標準工期を十分に確認し、適正な工期とするよう努めます。 なお、積算上の工期設定が容易に確認できるように土木工事設計積算システムを変更しました。</p>
<p>《指導事項》 カ 道路工事等において、11月1日以降の期間に適用すべき現場管理費率の冬期補正を行っていないものや、誤っているものがあった。</p>	<p>工事の設計に係る現場管理費の冬期補正に当たっては、施工時期に十分留意して、必要な経費を計上するよう関</p>	<p>《指導事項》 イ 海岸保全工事において、製作した離岸堤ブロックを指示する日まで請負人が保管することとしているが、設計図書や契約書に、その保管について記載していないものがあった。</p>	<p>離岸堤ブロックの保管を製作請負人に保管させる場合につきましては、北海道建設工事執行規則等に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 キ 漁港工事等において、11月1日以降の期間に適用すべき現場管理費率の冬期補正を行っていないものや、誤っているものがあった。</p>	<p>工事の設計に係る現場管理費の冬期補正に当たっては、施工時期に十分留意して、必要な経費を計上するよう関</p>	<p>《指導事項》 ウ 漁港工事において、工事引渡し前に工事目的物を使用しているが、書面による請負人の承諾を得ていないものがあった。</p>	<p>工事引渡し前の部分使用に係る請負人の承諾につきましては、北海道建設工事執行規則等に基づき、適正な事務</p>

	処理に努めます。		公用車使用の適正な管理の徹底に努めます。
《指導事項》 エ 河川工事において、監督員を2名指名しているが、監督員の分担する事項を指示していないものがあった。	請負工事監督業務において監督員を2名以上指定する場合につきましては、北海道建設部土木関係請負工事監督要領に基づき、適正な事務処理に努めます。	《指摘事項》 イ 公用車を私的に使用し、酒気帯び運転により交通事故を起こしていた。 (根室支庁)	酒気帯び運転による交通事故につきましては、飲酒運転に対する処分の厳罰化を行うとともに、事故を起こした職員に対しても、その責任を明らかにし厳正に処分等を行うなど、強く反省を促し、交通事故防止について職場ぐるみでの取組みの強化に一層努めます。
7 経営管理に係る事項			
《指摘事項》 北海道競馬の経営は、勝馬投票券収入の減少などにより一段と厳しい状況になっている。 (農政部、競馬事務所)	北海道競馬につきましては、現在、平成13年度から5ヵ年間で赤字脱却を目指し取り組んでおりますが、近年さらに厳しさを増していることから、知事の附属機関である北海道地方競馬運営委員会の議論などを踏まえ、売上増進や経費削減等の運営改善を精力的かつ緊急に取り組むことにより、経営の健全化に努めます。	《指摘事項》 ウ 船舶による衝突事故が発生し、賠償金及び修繕費用として1,147万9,985円の支出があった。 (稚内水産試験場)	船舶による衝突事故防止対策につきましては、船内会議等で周知徹底を図ってまいりましたが、今後とも事故防止に万全を期するよう安全航行に努めます。
8 その他の事項		《指導事項》 公用車による交通事故が発生しているが、特段の理由もなく示談事務を進めていないものがあった。	交通事故に係る示談事務につきましては、公用車事故が発生してから、自動車事故報告書を提出するとともに、速やかに示談交渉を開始するなど、適切な示談事務を進めるよう努めます。
8 - 1 公用車の交通事故等		8 - 2 火災、盗難、亡失等	
《指摘事項》 ア 公用車による交通事故が発生し、多額の賠償金及び修繕費用の支出等があった。 (旭川土木現業所、帯広土木現業所、渡島支庁、胆振支庁、釧路支庁、更別農業高等学校、警察本部)	公用車による交通事故の対策につきましては、交通事故の防止を含む綱紀保持の通達などで注意を喚起するとともに、各種会議などを通じて、各職場における職員の交通安全の啓発、啓蒙の指導や、職員の交通事故の形態や傾向について例示するなどした資料を提示し、各職場研修の実施に取り組んでおります。 今後とも引き続き、あらゆる機会を通じて職員に注意を喚起するとともに職員の交通安全に対する意識の高揚を図り、交通事故の防止について一層努めます。 なお、公用車の管理につきましても	《指摘事項》 ア 医療事故が発生し、賠償金として453万8,082円の支出があった。 (札幌医科大学)	医療事故の防止につきましては、これまで、安全対策マニュアルの策定やインシデント報告体制の整備、安全管理に関する委員会の設置など、種々安全対策を講じてきたところでありますが、現在、医療事故防止対策とインシデント事例の分析及び防止にかかる委員会をそれぞれ設置し、各種マニュアルの拡充や医療現場への情報のフィードバックなどの取組みを進めており、引き続き、医療事故の発生防止に万全の対策を講じます。

<p>《指摘事項》 イ 体育授業中に負傷事故が発生し、賠償金として1億265万3,294円の支出があった。 (教育庁)</p>	<p>学校管理下における児童・生徒の事故防止につきましては、学校への指導通知、教職員研修での指導や学校安全推進資料の配付などにより周知、徹底を図ってきたところですが、今後も、このようなことのないよう学校安全指導の一層の充実に努めます。</p>	<p>する場合は、事前に承認を得ることとされており、旅行命令簿や復命書の整理の方法が定められているが、旅行出発後に承認し、旅行命令簿等が整理されていないものがあった。</p>	<p>た場合の取扱いにつきましては、通達に基づき、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指摘事項》 ウ 学校で体罰事故が発生し、賠償金として109万7,147円の支出があった。 (教育庁)</p>	<p>校内における体罰事故の防止につきましては、教職員の服務規律の保持に係る通達・通知、体罰防止の指導資料の配付や各種会議、研修会等における指導などにより周知、徹底し体罰の根絶を図ってきたところですが、今後も、このようなことのないよう体罰防止の一層の指導、徹底に努めます。</p>	<p>《指導事項》 イ 職員の自家用車を公務のために使用することは、やむを得ない場合に限り、事前に承認を得ることにより認められているが、事前の承認を得ないで自家用車で出張しているものがあった。</p>	<p>自家用車の公用使用に当たっては、事前承認の手続きを徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指摘事項》 エ 借上物件の損壊事故が発生し、修繕費用として140万7,000円の支出があった。 (環境生活部)</p>	<p>借上物件を管理していた財団法人に対し、このようなことのないよう設備等の使用方法に注意を払い、適切な管理に努めるよう指導しました。</p>	<p>《指導事項》 ウ 公用車の運行管理において、運行管理の記載から見て指導を要する内容であるが、適切な指導等を行っていないものがあった。</p>	<p>公用車の運行管理につきましては、運行管理を適切に行うとともに、職員への交通安全意識の高揚に努めます。</p>
<p>《指導事項》 ア 物品供用員印を紛失しているものがあった。</p>	<p>公印の管理、保管に当たっては、保管場所に施錠をするなど、厳重な管理、保管に努めます。</p>	<p>《指導事項》 エ 決定書を作成しないで文書を施行しているものや、公印の使用記録簿を備え付けていないものがあった。</p>	<p>公文書の施行に当たっては、文書処理規程等を遵守し、適正な事務処理に努めます。 また、公印の使用につきましては、公印使用記録簿の整備を徹底し、適正な事務処理に努めます。</p>
<p>《指導事項》 イ 施設の管理瑕疵による事故等の発生により、賠償金を支出しているものがあった。</p>	<p>財産の管理に当たっては、このようなことのないよう適切な管理及び行政の適正な執行に努めるなど、積極的に事故防止に努めます。</p>	<p>2 公営企業会計</p>	
<p>8 - 3 その他</p>			
<p>《指導事項》 ア 旅行を命ぜられた職員が、用務終了後に自己啓発活動のために用務地等に滞在</p>	<p>用務終了後引き続き休暇等を取得し用務地に滞在したい旨の申し出があっ</p>	<p>監 査 報 告 の 内 容</p>	
		<p>講 じ た 措 置</p>	
		<p>1 経営に係る事項</p>	
<p>《指摘事項》 ア 事業の経営については、患者数の減により医業収益が減少したものの、医薬材料費や給与費などの医業費用も減ったことなどにより、当年度の純損失は前年度に比べ185,580千円減少の1,814,712千円となり、この結果、51,251,161千円にのぼる累積欠損金が計上され、大変厳しい</p>	<p>医師等医療従事者の適正配置や給食業務などの業務の委託化につきましては、「北海道病院事業経営計画」に沿って、着実に推進しているところであり、平成14年度においては、看護師確保対策として採用試験を3ヶ月早めるなど受験しやすい環境づくりに努めて</p>		

<p>状態にある。</p> <p>経営に当たっては、平成10年度に「北海道病院事業経営計画」を策定し、より満足される患者サービスの提供、意欲ある人材の育成とコミュニケーションを重視した組織づくり、より効率的な病院経営の推進、優秀な医師等スタッフの確保及び病院施設や医療機器の計画的な整備を基本目標に掲げて、予約診療による患者待ち時間の短縮、適時適温給食実施による喜ばれる食事の提供、職員研修の充実による職員の経営参加意識の高揚、医薬材料等の廉価購入や重油一括購入によるコストの削減など、経営改善に向けた具体的な取組が行われている。</p> <p>しかし、医師が不足していることや長期に定着しないこと、医師以外の医療従事者が不足していることなどにより、患者との信頼関係や医業収入の確保に支障が生じていることから、医師等医療従事者を確保するとともに、患者サービスの一層の向上に努め、収入の確保に積極的に取り組むべきである。</p> <p>また、職員給与比率や医業収支比率において、他都府県と比較して格差があることから、費用の節約効果が期待できる給食業務やボイラー業務などの民間委託を、より一層推進する必要がある。</p> <p>「北海道病院事業経営計画」については、その改訂に向けて現在見直作業が進められているが、見直しに当たっては、各道立病院の役割と、それに応じた経営改善方向について十分検討を行い、病院ごとの年度別収支目標を盛り込むなど、より具体性のある計画を策定し、計画と実施結果との検証を行うなどして、着実な経営改善を進めるべきである。</p> <p>(保健福祉部(病院事業会計))</p>	<p>きたほか、北見病院における清掃の全面委託化や、紋別病院などにおける清掃の委託拡大を図ることとしたところであります。</p> <p>また、「北海道病院事業経営計画」を見直し、平成15年3月に改訂計画を策定したところでありますが、改訂計画においては、病院別、年度別収支目標を定めており、移管などが課題となっている道立病院について計画期間内にその目標を確実に達成することとしており、収益の確保に向けた取組みとして、外来午後診療の拡大や医師の増員などによる患者の確保に努めるとともに、費用の縮減に向けた取組みとして、ボイラー、給食業務等の業務委託の推進や、業務量に応じた職員の適正配置などに努め、単年度の収支均衡を図ることを目標としているところであります。</p> <p>今後、改訂計画の推進に当たっては、第三者による評価が病院経営に反映できる場の設置や、計画の進捗状況の公表など、より一層の経営改善を図ることにより目標を達成してまいりたいと考えております。</p>	<p>《指摘事項》</p> <p>イ 事業の経営については、発電所建設費の借入金に係る利子補給金収入が減ったことなどにより、当年度の純利益は、前年度に比べ18,989千円減少したものの、290,813千円となっており、総体として適正であると認められる。</p> <p>しかし、電気事業を取り巻く環境は、電力自由化の流れの中で大きく変化しており、中長期的視点に立った事業経営を行う必要があることから、平成14年3月に、「電気事業計画」が策定されたところである。</p> <p>今後とも、電気事業を取り巻く情勢の変化に適切に対応し、健全な経営を継続していくため、この計画に基づき、事業運営の効率化の推進に一層努めるべきである。</p> <p>(企業局(電気事業会計))</p>	<p>電気事業を取り巻く環境の変化に適切に対応した事業運営を行うため、平成14年3月に策定した「電気事業計画」に基づき、①組織機構の簡素効率化、②民間能力の活用、③経費の節減など経営の効率化に取り組んでおります。</p>
		<p>《指摘事項》</p> <p>ウ 事業の経営については、支払利息及び減価償却費が増加したことなどにより、当年度の純損失は前年度に比べ13,618千円増加の416,093千円となり、この結果、1,214,377千円にのぼる累積欠損金が計上され、厳しい状態にある。</p> <p>石狩湾新港地域工業用水道事業については、運営経費の節減が行われたが、給水能力日量17,500立方メートルに対して契約水量が日量2,174立方メートル(12.4%)にとどまるなど、収支の均衡を図ることができない状況にある。</p> <p>苫小牧東部地区第一工業用水道事業については、工業用水の需要が確実に見込まれるまでの間、給水施設の着工を繰り延べすることとされ、また、国の沙流川総合開発事業に係る河川整備計画の策定作業の中で、二風谷ダム及び平取ダムが</p>	<p>石狩湾新港地域工業用水道事業については、平成14年7月に需用想定を日量35,000立方メートルから日量12,000立方メートルに下方修正し、二期工事を中止して、事業規模の適正化を図るとともに、地盤沈下等環境保全対策等の観点から一般会計から繰入を行うなど、経営の健全化を図ることとしました。</p> <p>苫小牧東部地区第一工業用水道事業については、平成14年7月に沙流川水系河川整備計画が策定され、国において二風谷ダム及び平取ダムの工業用水を治水転換する方向が決まったことから、今後、ダム基本計画の変更作業の中で、負担金の返還額などについて関係機関と協議し、健全経営の確立に努めてまいります。</p>

<p>工業用水への利水から治水に変更する方向で検討がなされていることから、これまで投資した資金に係る借入金の償還が経営上に大きな影響を及ぼす状況にある。</p> <p>このため、関係各部で構成する検討委員会において、石狩湾新港地域工業用水道事業については、需要見通しや一般会計からの支援方策など、苫小牧東部地区第一工業用水道事業については、借入金の償還方法などの検討がなされているところであるが、できるだけ早期にこの結果を取りまとめ、国などの関係機関とも十分連携を図りながら、健全な経営の確立に向け、必要な対策を講ずるべきである。</p> <p>（企業局（工業用水道事業会計））</p>	<p>また、両事業の事業規模の縮小に伴う未稼動資産等の整理を行い、抜本的な経営の改善を図るため、平成14年度に国において創設された「経営健全化対策」を活用し、工業用水道事業の「経営健全化計画」を策定し、平成15年1月「経営健全化団体」の指定を受け、現在、この経営健全化計画に基づき、工業用水道事業の経営の効率化に取り組んでおります。</p>	<p>3 - 2 賃金</p> <p>《指導事項》 臨時職員に対する扶養手当の支給において、手当額に加算すべき事由があったにもかかわらず、加算をしないで支給したことから、不足払となっているものがあつた。</p>	<p>臨時職員に対する手当の支給につきましては、臨時職員取扱要綱に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>なお、不足払となっていたものにつきましては、速やかに追給を行いました。</p>
<p>2 収入に係る事項</p>		<p>3 - 3 旅費</p> <p>《指導事項》 ア 特定便割引運賃が設定されている航空機を利用した旅行において、座席数に制限があるため割引運賃の適用を受けることができない場合は、航空運賃の領収書を徴することにより普通運賃を支給できるが、この手続が行われぬまま普通運賃を支給しているものがあつた。</p>	<p>航空運賃の支給につきましては、特定便割引運賃などの確認を行うなど、適正な事務処理を行います。</p>
<p>《指導事項》 診療料を督促状で指定した期限を経過しても納入しないときは、催告状や電話などにより督促を行うとともに滞納整理票を作成し、督促経過を明確にしておくべきであるが、これらの事務処理が適切に行われていないものがあつた。</p>	<p>診療料に係る滞納整理につきましては、北海道病院事業未収金事務処理要領に基づき、必要な書類の整備を行うとともに、速やかに督促するなど適正な事務処理を行います。</p>	<p>《指導事項》 イ 団体の主催する会議において、出席者の旅費は団体で支弁するとされているにもかかわらず、道の経費により支給されているものがあつた。</p>	<p>旅費の支給につきましては、道の経費により支給すべきものかどうかを十分確認を行うなど、適正な事務処理を行います。</p> <p>なお、支給した旅費については、職員に返納させました。</p>
<p>3 支出に係る事項</p>		<p>3 - 4 需用費</p>	
<p>3 - 1 諸手当</p> <p>《指摘事項》 1週間の勤務時間が30時間である非常勤職員に対する扶養手当については、一般職員と同額の手当てを支給すべきであるにもかかわらず、1週間の勤務時間が30時間未満の非常勤職員について定められた支給割合で支給したことから、1名分19万643円が不足払となっていた。</p> <p>（向陽ヶ丘病院）</p>	<p>非常勤職員に対する扶養手当の支給につきましては、関係法令に基づき、適正な事務処理を行います。</p> <p>なお、不足払となっていたものにつきましては、速やかに追給を行いました。</p>	<p>《指摘事項》 職員公宅の玄関や階段に設置している共用灯などの電気料金については、入居者が負担すべきであるにもかかわらず、病院が9万7,791円を支出していた。</p> <p>（苫小牧病院）</p>	<p>職員公宅の玄関や共用灯などの電気料金につきましては、入居者の負担区分を明確にするなど、適正な事務処理を行います。</p> <p>なお、入居者の負担すべき電気料金につきましては、速やかに徴収の手続きを行いました。</p>
		<p>4 契約に係る事項</p>	

4 - 1 需用費		<p>する通知は、適正な見積期間を確保するため、特に急を要する場合を除き入札期日の前日から起算して少なくとも10日前までにしなければならないが、その通知の時期が遅れているものがあつた。</p>	<p>規程等に基づき、適正な事務処理を行います。</p>
<p>《指導事項》 ア 薬品の購入契約において、予定価格が30万円以上のときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならないにもかかわらず、1人の者から見積書を徴し、契約をしているものがあつた。</p>	<p>薬品の購入につきましては、関係規程等に基づき、適正な事務処理を行います。</p>	<p>《指導事項》 ウ 写真現像廃液処理業務等の単価契約において、見積書には消費税等抜きの価格相当額を記載することとなっているが、消費税等を含めた額を記載するよう指示しているものがあつた。 また、予定価格調書には、価格及びこの価格に消費税等相当額を加算した金額をもって予定単価とする旨記載すべきこととなっているが、価格のみの記載のものがあつた。</p>	<p>写真現像廃液処理業務等の単価契約につきましては、関係規程等に基づき、消費税の記載などを正確に行うなど、適正な事務処理を行います。</p>
<p>《指導事項》 イ 器械備品の修理契約において、1件の契約金額が70万円以上のときは請書等を徴することとされているにもかかわらず、徴していないものがあつた。</p>	<p>器械備品の修理につきましては、関係規程等に基づき、適正な事務処理を行います。</p>	<p>《指導事項》 エ 競争入札により契約を締結する場合には、落札者が契約担当者等から通知を受けた日から7日以内に契約書を作成し契約を締結しなければならないが、この期間を過ぎて締結しているものがあつた。</p>	<p>競争入札における契約の締結につきましては、関係規程等に基づき、適正な事務処理を行います。</p>
<p>《指導事項》 ウ 印刷物の購入契約において、同一時期に複数の種類の印刷物を発注するときは取りまとめて見積合わせを行い、競争性を持たせた経済的な予算の執行に努めるべきであるが、個別の発注により随意契約しているものがあつた。</p>	<p>印刷物の購入につきましては、予算の経済的な執行に努めるとともに、関係規程等に基づき、適正な事務処理を行います。</p>	4 - 4 使用料及び賃借料	
4 - 2 役務費		<p>《指導事項》 ア 職員公宅用地の賃貸借契約において、賃借料の額を改定しているが、文書による変更の協議や変更契約書を作成する手続きが行われないうまま、改定後の賃借料を支出しているものがあつた。</p>	<p>職員公宅用地の賃借料の改定につきましては、関係規程等に基づき、変更契約書を作成するなど、適正な事務処理を行います。</p>
4 - 3 委託料		<p>《指導事項》 イ 電子計算機の賃貸借契約において、賃借期間の満了に伴い、新機種に更新しているが、賃借料の低減が期待できる現機種の継続使用など、採用する機種について機能性、経済性の検討が必要であるにもかかわらず、これらの検討を行って</p>	<p>電子計算機の賃貸借契約の締結につきましては、採用する機種に対する機能性、経済性の検討を十分に行うなどにより、賃借料の低減に努めてまいります。</p>
<p>《指導事項》 イ 指名競争入札において、指名業者に対</p>	<p>指名競争入札につきましては、関係</p>		

<p>ないものがあつた。</p>		<p>る契約であるにもかかわらず、通常の指名競争入札により契約事務を行っているものがあつた。</p>	<p>を遵守するなど、適正な事務処理を行います。</p>
<p>《検討事項》 病院における電子計算機の賃借料予定価格の積算について、賃借期間が同じなのにリース率に通常認められる以上の差があること、リース率には電子計算機の保険料が含まれているにもかかわらず更に加算している病院があることなどから、各病院において適正な積算が行われるよう、十分検討する必要がある。</p>	<p>病院における電子計算機の賃借料予定価格の積算につきましては、各病院における借上状況や地域事情などを考慮し、リース率などを決定しているところでありますが、今後、平成16年度に電子計算機の更新時期を迎える病院がありますので、これに合わせ、他機器、他地域のリース率や保険料率の積算等について十分調査し、適正な積算が行われるよう検討してまいります。</p>	<p>《指導事項》 ウ 借り受け期間が1年を超える土地については、自己所有の固定資産の管理に準じて台帳を作成し、現況を確認するなどの資産の適正な管理を行わなければならないが、借受物件台帳を作成していないものがあつた。</p>	<p>借り受け期間が1年を超える土地につきましては、関係規程等に基づき、借受物件台帳等を作成するなど、適正な管理を行います。 なお、未作成の台帳につきましては、すみやかに作成しました。</p>
<p>4 - 5 工事請負費</p>		<p>《検討事項》 発電管理事務所所在地に設置されている職員宿舎施設については、多額の委託費や建物維持費などが支出されているが、宿泊利用者や入居している独身者が少ない現状にあることから、今後のあり方について検討する必要がある。</p>	<p>職員宿舎につきましては、そのあり方の検討を進めてきておりますが、事業管理面や福利厚生面、さらには地域性等を総合的に勘案する必要があり、引き続き検討してまいります。</p>
<p>《指導事項》 ア 病院の内部改修工事において、1件の工事として競争入札により施工すべきと判断されるにもかかわらず、2件の工事として別々に随意契約しているものがあつた。</p>	<p>工事の施工につきましては、予算の経済的な執行に努めるとともに、関係規程等に基づき、適正な事務処理を行います。</p>	<p>6 物品に係る事項</p>	
<p>《指導事項》 イ 施工することが当初から予定されていた上水道工事及び下水道工事において、1件の工事として発注し、予算の効率的な執行を図るべきであったのに、2件の工事として発注しているものがあつた。</p>	<p>工事の施工につきましては、予算の経済的な執行に努めるとともに、関係規程等に基づき、適正な事務処理を行います。</p>	<p>《指導事項》 ア 看護職員に貸付する看護衣については、業務の内容に応じ機能性や経済性等を検討した上で貸与すべきであるが、定価が倍以上の開きがある複数の看護衣の中から、看護職員個々に選択させているものがあつた。 また、被服を貸与するに当たり、特別な理由がないのに、定められた時期と異なった時期に貸与しているものがあつた。</p>	<p>看護職員に貸付する看護衣につきましては、機能性や経済性について十分に検討するなどにより、適切な貸付に努めてまいります。 また、被服の貸与時期につきましては、関係規程等に基づき、適正な事務処理を行います。</p>
<p>5 固定資産に係る事項</p>		<p>《指導事項》 イ 貯蔵品については、会計年度末に貯蔵品台帳と現品との照合を行う実地たな卸を行わなければならないが、これを実施していないものがあつた。</p>	<p>貯蔵品につきましては、関係規程等に基づき実地たな卸を実施し、適正な管理を行います。</p>
<p>《指導事項》 イ 器械備品の購入契約において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の規定が適用され</p>	<p>器械備品の購入契約につきましては、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の規定</p>	<p>《検討事項》 生鮮食料品や薬品を単価契約により購入する場合は、給食材料購入事務取扱要領</p>	<p>納品書につきましては、発注者である道立病院が作成した納品書を使用さ</p>

等に基づき、病院がパソコンにより出力したものに納入業者が押印したものを納品書としているが、納品書は、発注と納品の内容とが一致しているかを確認するためのものであり、発注者側が作成したものを納品書として扱うのは適切でないと考えられるので、その取扱について検討する必要がある。

せることは適切ではないと考えており、そのあり方について、検討してきておりますが、地域の実情などを勘案する必要があり、引き続き検討してまいります。

7 その他の事項

《指導事項》

道立病院の医師が報酬を得て道立病院以外の病院で診療を行う場合には、地方公務員法に基づき許可等を得ることが必要であるが、この許可等を得ないまま、診療を行っているものがあった。

道立病院の医師が報酬を得て道立病院以外の病院で診療を行う場合につきましては、平成13年11月に作成した「兼業（職）に係る取扱い指針」等に基づき許可等を得て診療を行うよう、更に徹底してまいります。

《検討事項》

退職給与引当金として各年度において引当すべき額は、将来の退職金支払見込額を勘案して、給料に対する一定割合等とするのが適当であると考えられるが、このようなことを考慮することなく給料の一定割合が定められているので、この取扱について検討する必要がある。

退職給与引当金につきましては、その引当基準の検討中ではありますが、引当金については料金の算定基礎となっておりますことから、電気料金及び工水料金の改定時期に合わせて策定する必要があり、その取扱について引き続き検討してまいります。

監査公表第5号

地方自治法第199条第5項の規定により実施した平成13年度に係る財務に関する事務の執行の監査の結果に基づき、同条第12項の規定により、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成15年5月23日

北海道監査委員 石井孝一
 北海道監査委員 伊藤政信
 北海道監査委員 前田榮一
 北海道監査委員 徳永光孝

第1 監査の結果の報告

平成13年度に係る随時監査の結果については、平成14年10月30日に議会、知事及び関係のある委員会に報告（平成14年11月8日付け北海道公報第1415号で公表）した。

第2 監査の結果に基づき講じた措置

監査報告の内容	講じた措置
1 契約に係る事項	
《指摘事項》 物品の購入に係る予定価格積算において、採用する単価が適切でなかったことから積算が過大となり、契約額が割高となっていた。 (静内高等学校)	物品購入に係る予定価格の積算に当たっては、販売価格等を十分調査した上で採用する単価を定めるなど、このようなことのないよう適切な積算に努めます。
2 その他の事項	
《指摘事項》 学校内の施設で火災が発生し、修繕費用として98万4,784円の支出があった。 (名寄農業高等学校)	学校校舎等の火災防止対策につきましては、文書通達及び各種会議等において職員等に対する指導や防火意識の啓蒙に努めておりますが、今後とも火災防止に万全を期すよう努めます。
《指導事項》 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用を支出しているものがあった。	公用車による交通事故・違反につきましては、日頃から注意を払ってきていますが、今後は、所内で行われる会議等で交通事故・違反防止について呼びかけるとともに、公用車出張等の鍵の受渡時に、交通安全について一言声をかけるようにし、交通事故の再発防止に努めます。

